

令和5年度『ダイオキシン類等』調査結果

単位: pg-TEQ/m³

地点No.	測定地点	第1回	第2回	第3回	第4回	年度平均
		令和5年 6月6日 ∫ 6月13日	令和5年 8月1日 ∫ 8月8日	令和5年 11月10日 ∫ 11月17日	令和6年 1月18日 ∫ 1月25日	
1	第27自治会館	0.011	0.012	0.021	0.019	0.016
2	役場屋上(1)	0.011	0.012	0.021	0.031	0.019
	役場屋上(2)	0.011	0.012	0.020	0.028	0.018
3	羽生会館 東側	0.013	0.012	0.025	0.020	0.018
4	消防団第3分団第3部詰所	0.013	0.012	0.025	0.025	0.019
5	温泉センター下駐車場	0.015	0.013	0.029	0.017	0.019
6	坂本倶楽部	0.012	0.012	0.017	0.011	0.013
7	旧消防団第4分団第1部詰所	0.011	0.011	0.015	0.016	0.013
8	日の出団地2号公園	0.013	0.011	0.024	0.019	0.017
9	本宿小学校	0.012	0.013	0.028	0.011	0.016
平均値		0.012	0.012	0.023	0.020	0.017
最大値		0.015	0.013	0.029	0.031	0.019
最小値		0.011	0.011	0.015	0.011	0.013
大気環境基準 (ダイオキシン類対策特別措置法)		年平均0.6pg-TEQ/m ³ 以下				

※TEQ(毒性等量)とは、ダイオキシン類化合物(異性体)の実測濃度を、毒性の最も強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性濃度に換算し、その総和で表した数値です。汚染の状況等を評価する場合は実測濃度によらず毒性等量を用います。毒性等価係数は、WHO(2006)のTEFを適用しています。

『一酸化窒素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質』

1	日の出町役場敷地内
2	三吉野桜木建物屋上

二酸化窒素、浮遊粒子状物質共に、基準値以下。

※大気汚染に係る環境基準値

一酸化窒素 環境基準値無し。

二酸化窒素 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

浮遊粒子状物質 1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること

『微小粒子状物質』

1	日の出町役場敷地内
---	-----------

1日平均値、基準値以下。

※微小粒子状物質に係る環境基準値

1年平均値が15 μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m³以下であること。